

平成 17 年度第5回総合セキュリティ対策会議  
(平成18年2月9日)  
発言要旨

【事務局説明】

「ホットラインの運用ガイドライン検討サブグループ(第1回)」の検討結果及び今後の予定について事務局より説明

【検討】

- とりあえずサブグループが動き出したところであるが、ホットラインの運用ガイドラインについての検討状況はどのような見通しなのだろうか。
- 事務局 運用ガイドラインについては、次回のサブグループである程度のもを示した上で、委員の方々にご議論いただきたいと考えている。
- 運用ガイドラインについては、本会議にはかけられずにパブリックコメントにかけられることになるのだろうか。
- 事務局 次回の本会議においては、第2回目のサブグループにおける運用ガイドラインの議論について報告させていただきたいと考えている。

【事務局説明】

「ホットラインの制度設計モデル案」について事務局より説明

【検討】

- 参考情報についてであるが、違法ではないが違法の疑いが強いものを参考情報として位置付けているのか。
- 事務局 違法かどうかということだけではなく、社会的に非常に問題があるといった情報についても入るのではないだろうかと考えている。この内容にどのような情報が落とし込まれるかについては、サブグループ等で議論していただくこととなると考えている。
- こういうものは範疇を決めておかなければ、そのうち徐々に広がっていくというようなことにもなるので、今後の検討課題として指摘したところである。
- 制度設計の中に違法、有害、それからそれぞれについての周辺部分を設けるとするのは、分かりづらくなってしまうのではないだろうか。  
制度設計の段階では、通報すべき情報の内容としては、違法、有害という形で2つにしておいたほうが制度設計は楽になるのではないだろうか。
- 基本的には違法、有害という区分でよいと思うが、今後のサブグループの検討の中で、それ以外の参考情報を提供した方がベターであるというような議論も出てくる可能性もあると感じている。  
したがって、当該情報の提供を行うことも考えられるとして、今後のサブグルー

プの検討においてこの辺りの情報の取扱いについても協議するという方向がよいのではないだろうか。

○ このような情報の扱いについては、理念よりも、「ホットライン」を現実に動かしていく中で、だんだん固まっていくところではないだろうか。

○ あまり情報の区分を多くすると、受け取る側も困るのではないだろうか。参考情報に近いものであっても、区分としては有害情報ということでもらった方が処理がしやすい。

多分、通知をする以上は、何かしてほしいという期待を込めて送るものだと思うるので、有害情報の枠を少し広げるような形がいいのではないだろうか。

また、参考情報という意味で言うと、どちらかという、他では何が起きていて、どのようなものが通報されているのかということは何らかの形で教えていただけると、非常にありがたい。そういう情報の使い方というのも少し考えていただけるような仕組みになっているのがいいと思う。

○ 違法と有害と参考と比較すると、参考情報のボリュームが一番多くなるのではないかと思う。サブグループで検討し、あらかじめガイドラインで決める必要があると思う。

○ 参考情報といった、新しいカテゴリを作るのではなく、違法・有害情報の中に違法であることが疑われるといったものを含めて整理した方がいいのではないだろうか。

○ 参考情報については、違法の疑いが強くホットラインとして削除が相当であると判断するのであれば、明確にその旨を意思表示をしていただいたほうが、実務上、ありがたい。

また、ホットライン側の削除相当の認識とISP側の削除相当の認識が乖離しないように、パブリックコメントの実施を通し社会的なコンセンサス作りを行うのが非常に大事かと思う。その際、抽象的な理念だけでは難しいので、事例を題材としていくことが必要である。

○ 違法であるとは断定できないものの、違法の疑いが強い情報である場合には、まず違法であるかということをしきりさせるアクションが業務フロー上求められるのではないだろうか。

○ ISPとしては、幅広く「処理はお任せします」というように通報されるよりも「これは違法情報だから、すぐに削除してください。これは有害情報であることは間違いなので、定款に基づいて措置することが相当です。」と白黒はっきりさせた形で言ってもらわないと、ホットラインという制度ができたとしても、処理するまでの時間に戸惑ったり、いろいろ混乱を招くだけという話になりかねない。

○ どのような種類の情報に関して、どの程度、根拠があれば、ISPとして動けるのだろうか。

○ 受ける側の立場からすると、明らかに違法であるという場合でないと、場合によっては発信者から訴えられ、負ける場合もあり得る。

そういった問題が発生した場合は、その判断主体が責任をとるといったプロバイダ責任制限法の信頼性確認団体的な考え方があるが、今回のこのホットラインというものがそこまで対応できる組織なのかどうか。そこがポイントになると思う。

また、国民を巻き込んで違法、有害の議論をした場合、とにかく問題があるから削除しようという声が当然大きいところであるが、実際の法制度との観点で考えると、国民は削除しろと言っているが、法制度がついてこないというケースがこれから出てくると思う。その点をどうするかという問題は残っており、受ける側からすると、非常に大きな問題であると考えている。

○ ガイドラインには、このような情報を発信すれば削除されることもあるということを、広く知らしめる啓発的な役割も期待したい。

○ 事務局に聞きたいのだが、運営委員会というのはどのようなイメージのものなのか。

○ 事務局 イメージとしては、全体の運営を運営委員会で見てもらいたいと思っている。ガイドラインのフォローアップ等については、別の枠組みで行うということを考えている。

○ 運営委員会の話については、多分、前回、私の意見を踏まえて考えいただいたことであると思うが、総合セキュリティ会議で若干の報告をすれば、議事録に残り、透明性も図ることができ、皆さんにも理解していただけるといった程度のことと考えていたのであり、委員会を作るとなると少し大げさであるのではないだろうか。

○ やはり一番問題となるのは、有害情報にはちょっと入れにくかったのだけれども、社会的に見てこれは消すべきであろうというふうなものが参考情報の中に今は入っていると思う。ここの部分について具体的な事例を用意し、有害情報の方を膨らませていければと思う。

○ あらかじめ利用者に入力してもらう項目に、「通報者名」という項目があるが、必要のない情報は集めるべきではないのではないだろうか。こうした項目は設けず、知らせたい人が任意で書く欄に書くくらいでいいのではないか。

○ 事務局 違法情報について警察が捜査を実施する上で必要であると考え、項目を設けたものである。通報の方法について今のご指摘も踏まえて再検討する。

○ 連絡先があれば、後で聞くことができるのではないだろうか。入力されたものであれば、データベースの中に蓄積されてしまうので、当然セキュリティ上の問題が発生する。その点について配慮して欲しい。